

議案第41号

債権の放棄について（港湾局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 大阪市港区弁天3丁目3番28号
味田建設工業株式会社
大阪市港区南市岡3丁目5番34号
味田 康人
- 2 債権の内容 大阪市港区福崎2丁目6番13の土地の賃貸借契約に基づく賃料債権
- 3 放棄する債権の額 金128,277円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放棄の理由 債務者らが破産しており、当該債務を弁済することができる見込みがないため

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

債務者らに対する土地の賃貸借契約に基づく賃料債権を放棄するため、この案を提出する次第である。